

令和 5 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営馬淵川沿岸農業水利事業で造成された大志田ダムにおいて、揚圧力上昇に伴うダムの安全性を検討するための資料作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、岩手県二戸郡一戸町宇別地先であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2. 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち、建設コンサルタントの参加資格の確認を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条「守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

- (1) 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を

有する以下の者であること。

①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②照査技術者と同等の技術資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

第 4-1 条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通使用書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたって、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1-6 条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合。

② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合。

③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合。

④ 業務成果品のミス、不備等

（一般事項）

第 1-7 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第 1-8 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート
		農業－農業土木 農業－農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

2. 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第 1-9 条 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート
		農業－農業土木 農業－農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
	工学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

2. 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 調査終了段階
- (3) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合。

3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-10 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-11 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく

技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-12 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部会 技術小委員会	令和 5 年 5 月
2	農業水利施設長寿命化のための手引き (案)	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 11 月
3	土地改良事業計画設計基準 設計 「ダム」	農林水産省 農村振興局	平成 15 年 4 月
4	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省 農村振興局	平成 31 年 3 月

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査のために施設内へ立入る日程等、詳細については監督職員と打ち合わせた後、施設管理者と調整したうえで行うものとする。

(対象施設)

第 2-3 条 本業務の対象とする大志田ダムの構造・規格等は、次のとおりである。

型式	直線重力式コンクリートダム
堤高	63.7m
堤頂長	165.0m
総貯水容量	11,300,000m ³
有効貯水容量	8,600,000m ³
集水面積	75.7km ²

満水面積	0.909km ²
最大取水量	2.859m ³ /sec
天端標高	EL 392.7m
設計洪水位	WL 391.1m
設計洪水量	1,170m ³ /sec
常時満水位	FWL 388.1m
最低水位	LWL 369.9m
洪水吐	自由越流型堤趾導流タイプ

(貸与資料)

第 2-4 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

貸 与 資 料	数 量
令和 2 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム他耐震性能照査業務成果物	1 式
令和 3 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム耐震性能照査業務成果物	1 式
令和 4 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区米沢揚水機場浮遊砂対策効果検証業務成果物	1 式
令和 5 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム観測計器等検証業務成果物	1 式

(貸与資料の取扱い)

第 2-5 条 第 2-4 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、作業内容は別紙 1「作業項目内訳表」、別紙 2「現地調査作業」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量
1. 調査作業	
1-1. 地下水観測孔の健全性確認	1 式
1-2. 水質分析	1 式
1-3. X線分析	1 式
2. 設計作業	
2-1. 業務準備	1 式

2-2. 資料の検討	1 式
2-3. 追加基礎排水孔の計画	1 式
2-4. 説明資料作成	1 式
2-5. 健全性の確認	1 式
2-6. 河川協議資料の作成	1 式
2-7. 揚圧力上昇経緯の検討	1 式
2-8. 照査	1 式
2-9. 点検とりまとめ	1 式

(作業の留意点)

第 3-2 条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整の上で行うものとする。
- (3) 施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により行い、必要な意見・助言を得るものとする。
- (4) 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第 3-3 条 照査の確実な実施

- (1) 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。
また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第 3-4 条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
 - ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時に
- URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階(業務計画書作成段階)

第2回 中間打合せ(調査終了段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、打合せの内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打ち合わせを含め、受注者の責により監理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、監理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第 5-1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部

成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 3 階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 6 章 業務管理

（情報共有システム）

第 6-1 条 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 7 章 契約変更

（契約変更）

第 7-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) 仮設備が必要な場合
- (8) その他

第 8 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 8-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作 業 項 目 内 訳 表

1. 調査作業

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1-1. 地下水観測孔の健全性確認	左岸地山地下水観測孔(L-1)を対象にカメラを挿入し、有孔管の目詰まりの状況を確認(洗浄前後)するとともに孔内洗浄を行う。	○
1-2. 水質分析	基礎排水浸透水(全孔)、貯水位、地山地下水観測孔(L-1)から採水し、イオン分析を行う。 1)ナトリウムイオン、2)カリウムイオン、3)カルシウムイオン、4)マグネシウムイオン 5)塩素イオン、6)硫酸イオン、7)炭素水素イオン、8)硝酸イオン、9)溶存酸素量、10)全鉄、11)全マンガン	○
1-3. X線分析	3BL,4BLのブルドン管付着物を採取しX線分析を行う。	○

2. 設計作業

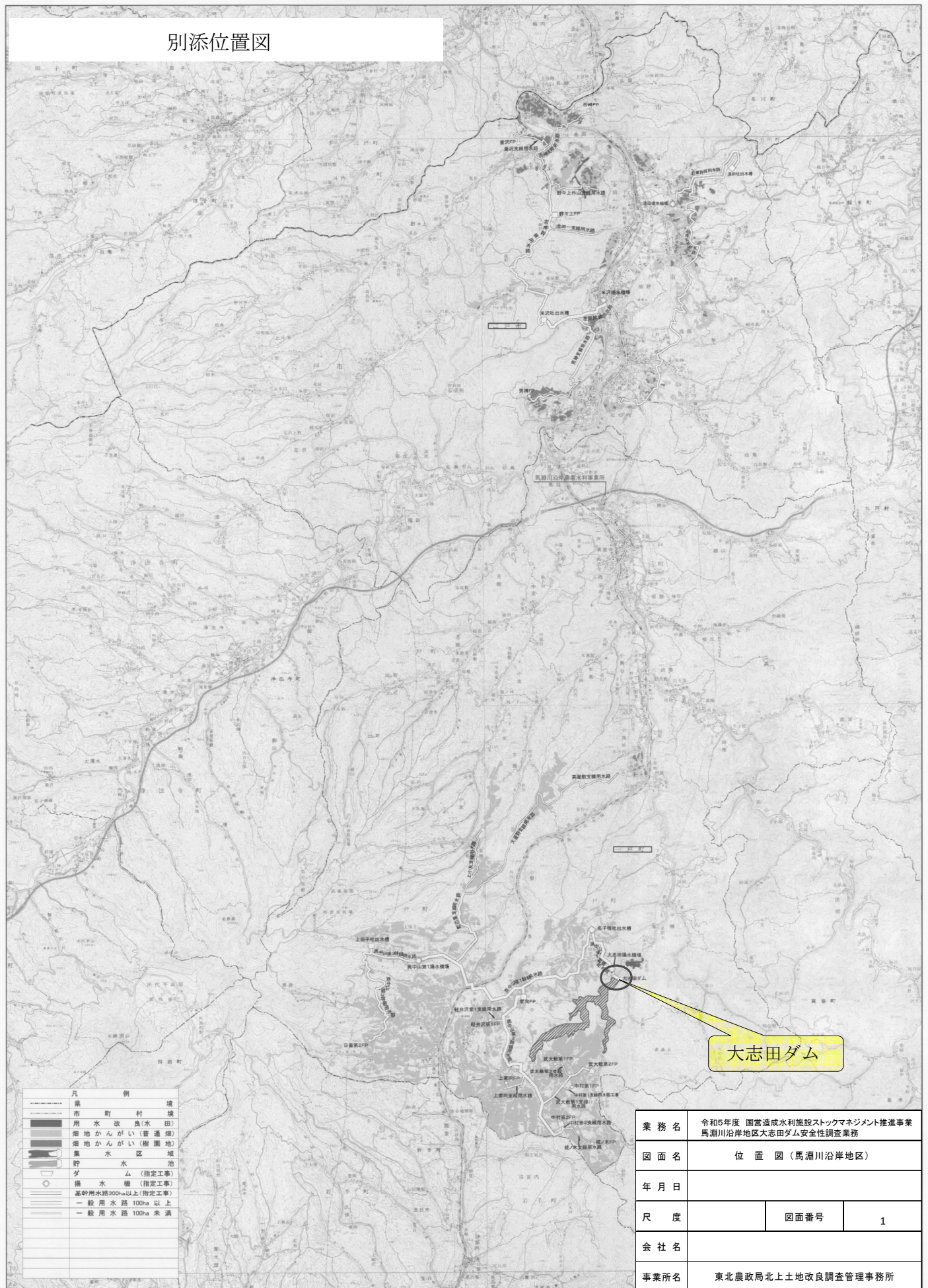
作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
2-1. 業務準備	調査対象施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2-2. 資料の検討	貸与資料から課題等を把握し、作業計画を確立する。	○
2-3. 追加基礎排水孔の計画	揚圧力上昇要因の検証、揚圧力低減のための基礎排水孔位置の選定を行い、計画を作成する。	○
2-4. 説明資料作成	ダム築堤調査時から本業務調査結果を踏まえて、ダム委員会への説明資料作成を行う。	○
2-5. 健全性の確認	堤体・基礎地盤に設置されている各種計測機器(埋設計器等)のデータ収集及び履歴図・相関図等の作成を行う。経年的な変化(特に揚圧力の上昇)について評価する。	○
2-6. 河川協議資料の作成	基礎排水孔施工のための河川協議資料を作成する。	○
2-7. 揚圧力上昇経緯の検討	揚圧力上昇の経緯・要因について、2-5.健全性の確認、1の調査作業結果を踏まえて検討し、説明資料の作成を行う。	○
2-8. 照査	照査計画書に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
2-9. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2

「現地調査作業」

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
1. 調査作業				
1-1. 地下水観測孔の健全性確認			1孔	
1-2. 水質分析（試料採取）			32試料	
1-3. X線分析（試料採取）			6試料	

別添位置図



業 務 名	令和5年度 国営達成水利施設ストックマネジメント推進事業 馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務		
図 面 名	位 置 図 (馬淵川沿岸地区)		
年 月 日			
尺 度		図面番号	1
会 社 名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		